

イベントを開催する主催者の皆様へ

(森町新型コロナウイルス対策本部)

1 イベント開催に係る考え方

- イベントの開催に当たっては、主催者が徹底した感染防止対策を講じ、参加者のみならず、スタッフの安全を確保した上で、実施するものとする。
- イベント主催者は、開催するイベントの形態（屋内・屋外、全国的なもの・地域的なもの等）や、種別（コンサート、展示会、スポーツ大会、お祭り等）に応じて、必要となる感染防止対策を講じることが重要である。
- なお、感染防止対策については、実情に合った効果的な対策を講じることが必要である。

2 感染拡大防止対策

- イベントを開催・実施することとした主催者（イベント主催者）は、会場となる施設の管理者等の協力の下、施設の規模やイベントの開催形態等を十分に踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための最大限の対策を講じることが必要である。
- イベント主催者に対して、以下のとおり求めるものである。
 - ・ イベントの主催者は、各イベントの特性を勘案し、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者に遵守を求めるべき事項をあらかじめ整理すること。
 - ・ また、各事項の整理に当たっては、「業種別ガイドライン」等を参考に、イベントごとの感染防止対策に万全を期すこと。
 - ・ なお、イベント主催者は、各事項が遵守されているか定期的に会場を巡回・確認するほか、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこととすること。

3 その他

- イベント開催に当たっての上限人数や収容率の目安、イベントの形態や種別については、イベント主催者が、静岡県ホームページ等を確認の上、個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベント開催制限等が変更されるため、主催者において、国や静岡県のホームページ等により、最新のものを確認すること。

【イベント等における感染対策のあり方の例（森町版）】

1 人が集まる場の前後を含めた適切な感染予防対策の実施

[主催者が行う内容]

- 参加者名簿を作成する。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル料などについて配慮する。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、その者が触れた場所の消毒や、接触した可能性のある者等に対して連絡先を確認するなど、適切な感染予防対策を行う。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや消毒液などにより定期的に消毒すること。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができる様な場を確保する。

[主催者が事前に参加者に周知すべき内容]

- 発熱している場合や、咳などの症状がある方の参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方の参加を認めない。
- 感染拡大している国や地域への訪問歴が14日以内にある方の参加を認めない。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を求める（例えば、「人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける」、「声を出す機会を最小限にする」、「マスクを着用する」など）。

2 クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備する。会場に入る定員を通常より少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える。）
- 共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

3 感染者が発生した場合の適切な対応

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状を確認する。場合によっては保健所などの公的機関に連絡できる体制を確保する。

4 その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。